

最低制限価格制度について

本市において、平成23年4月1日から競争入札に付するすべての業務委託について「最低制限価格制度」が導入されたことに伴い、都市整備部では、次のとおり当該制度を実施しています。

○対象となる業務

- (1) 委託業務
- (2) 建物等施設の修繕業務(設計金額50万円を超える業務に限る。)
- (3) 役務費手数料に関する業務(設計金額50万円を超える業務に限る。)
- (4) その他秋田市都市整備部業者選定審議部会で了承を得た業務

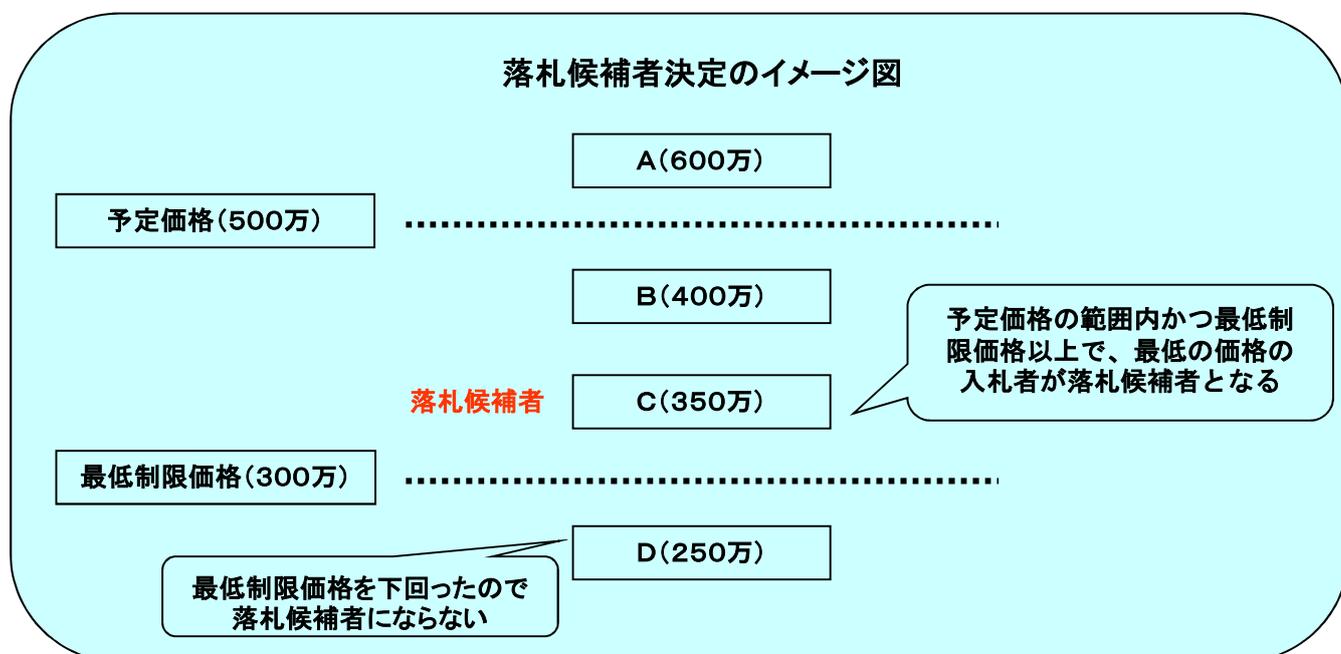
○最低制限価格の設定

- ・予定価格の10分の6以上の範囲内で設定し、その価格は各業務ごとに定めます。
- ・予定価格および最低制限価格は、非公表とします。

○落札候補者(指名競争入札の場合は落札者)の決定方法

- ・予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とします。
- ・最低制限価格を下回った入札者は、落札候補者となりません。

落札候補者決定のイメージ図



※落札候補者とは、事後審査型条件付一般競争入札において、一部の入札参加資格を入札後に審査し、落札者を決定することから、入札から審査決定までの間、落札を保留した入札者。

問い合わせ先

秋田市都市総務課 庶務担当

TEL 018-888-5762